

◎ 土地の埋立てには許可が必要になります



「都留市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」が4月1日に公布され、6月1日から施行されます。この条例は、土砂などによる無秩序な土地の埋立てなどが原因となつて発生する災害から、市民の生命、身体および財産を保護し、土砂運搬による交通対策を講ずるとともに、埋立て跡地を緑豊かな環境とすることで、景観の保全に努めることを目的としています。

許可が必要な基準について

- ・ 施行区域面積が5000㎡以上
- ・ 施行区域面積が5000㎡未満であっても、当該施行区域と一団である区域において、過去三年以内に埋立てが行われている場合は、その合計面積が5000㎡以上となるもの
- ・ 施行区域面積が5000㎡未満であっても、土砂などの量が5000㎡以上となるもの

◎ 事務手続きの流れ

周辺関係者との調整

事前相談(都市整備課)

適用除外

※1 事前協議書(様式第5号)の提出

土地改良届(様式第1号)の提出 ※2

- | | | | |
|---|--|----|--|
| 1 | ※1事前協議に必要な書類
土砂等による土地の埋立て等事前協議書 | 7 | 土地の埋立て等を行う土地の仮登記権者、抵当権者及び隣接者の同意書 |
| 2 | 土砂等による土地の埋立て等事業計画書 | 8 | 土砂等の搬入経路図 |
| 3 | 位置図及び施行区域図 | 9 | 現況平面図、計画平面図及び縦横断面図 |
| 4 | 土地の埋立て等を行うことについて権原を有することを証する書面(土地登記簿謄本、契約書など)の写し | 10 | 計画排水平面図及び縦横断面図 |
| 5 | 公図の写し | 11 | 構造物を設けるときはその構造図 |
| 6 | 施行主及び請負人の住民票、身分証明書及び印鑑登録証明書(法人にあっては、経歴書、定款、登記簿謄本、営業報告書、信頼度を証明できるもの及び印鑑登録証明書) | 12 | 施行区域の現況写真 |
| | | 13 | 関係人への事前説明会において出た意見、要望などを取りまとめた事前説明会経過報告書 |

- | | |
|---|---|
| 1 | ※2土地改良届
施行面積が5000㎡以上であっても、土地所有者及び耕作者が、土地の耕作上または管理上必要とする軽易な土地の埋立てなどについては、あらかじめ土地改良届を提出していただくことにより、許可申請は不要となります。 |
| 2 | 添付書類 |
| 1 | 土地改良届 |
| 2 | 位置図及び施行区域図 |
| 3 | 公図の写し |
| 4 | 縦横断面図 |
| 5 | 土砂等の搬入経路図 |
| 6 | 構造物を設けるときはその構造図 |
| 7 | 施行区域の現況写真 |

土地利用調整会議

事前協議済通知書

